

# 青森県報

第二千五百五十五号

平成十五年四月二日(水曜日)

## 目 次

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	健康福祉課	一
生活保護法による医療機関の指定	同	二
生活保護法による指定医療機関の休止の届出	同	二
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	同	二
生活保護法による介護機関の指定	同	二
右 同	同	三
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	同	三
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	同	四
生活保護法による指定介護機関の休止の届出	同	四
保安林の指定	林政課	四
公有水面埋立て工事のしゅん功認可	漁港漁場整備課	五
公告		
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	文化・スポーツ振興課	五
青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表	障害福祉課	六
大規模小売店舗の変更の届出	経営振興課	六
宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明	建築住宅課	七

### 出先機関

- 土地改良事業の工事の完了……………(三戸地方農林水産事務所) ……七
- 土地改良区の役員の退任……………(西農務所) ……七
- 公安委員会……………(少年課) ……七
- 青森県少年指導委員の委嘱……………(少年課) ……七

## 告 示

青森県告示第二百四十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年四月二日

青森県知事 木村 守 男

名 称	所 在 地	廃止年月日
こがクリニク	青森市緑三丁目九の二サンロード青森四階	平成二五年・一三
吉田内科医院	上北郡東北町字上笹橋三三の八	"

小泉歯科医院 有限会社中野調 剤薬局 河野薬局	八戸市小中野四丁目二の七 弘前市大字中野二丁目一の二三 八戸市大字荒町一七	一五・二・六 一五・二・七 一五・一・三〇
----------------------------------	---	-----------------------------

青森県告示第二百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年四月二日

青森県知事 木村守男

医療法人蒼生会 こがクリニック あいクリニック 医療法人なごみ 会吉田内科医院 なるみ歯科 有限会社中野調 剤薬局 サンファーマシ ー小中野店 河野薬局 スーパードラッ グアサヒ調剤薬 局板柳 サカ工業局板病 前	青森市緑三丁目九の二サンロード青森四階 南津軽郡藤崎町大字西豊田二丁目一の九 上北郡東北町字上笹橋二三の八 弘前市大字大清水四丁目八の六 弘前市大字中野二丁目一の二三 八戸市小中野四丁目三の五七 八戸市大字荒町一七 北津軽郡板柳町大字福野田字常盤五四の一 北津軽郡板柳町大字福野田字常盤五四の七	平成一五・二・一 一五・二・〇 一五・二・一 一五・三・一五 一五・二・八 一五・二・一 一五・二・五 一五・三・二九 一五・三・一五
---	---	---

青森県告示第二百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指

定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年四月二日

青森県知事 木村守男

甲田クリニック	青森市大字横内字亀井二六一の九	平成一五・三・一
---------	-----------------	----------

青森県告示第二百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年四月二日

青森県知事 木村守男

名称	居宅介護事業者	居宅介護事業所の種類	名称	所在地	廃止年月日
	主たる所在地				
名称	社会福祉法人北光会	通所介護	特別養護老人ホーム大	南津軽郡大鰐町大字大鰐字范頭九の二	平成一五・一・三

青森県告示第二百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年四月二日

青森県知事 木村守男

名 称	所 在 地	施設の種 類	指 定 年 月 日
院 みちのく記念病	八 戸 市 小 中 野 一 丁 目 四 の 二 一	医 療 施 設 型 介 護 療 養 型	平 成 一 五 年 三 月 一 日

青森県告示第百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年四月二日

青森県知事 木 村 守 男

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社サービス	五所川原市大字石岡字藤巻三五の二二	有限会社サービス	五所川原市大字石岡字藤巻三五の二二	平成一五年三月一日
社会福祉法人緑鷗会	青森市大字羽白字沢田三九の四	社会福祉法人緑鷗会元気町サービスセンター	青森市大字羽白字沢田四八の二	一五年三月三日
医療法人弘愛会	弘前市大字宮川三丁目一の四	デイサービスセンターあい温泉	弘前市大字旭ヶ丘二丁目六の四	一五年三月一日
社会福祉法人寿栄会	八戸市大字市川町字夏秋四	石堂さくら通りルエ	八戸市石堂二丁目二九の七	一五年三月五日
社会福祉法人つくし会	西津軽郡鰺ヶ沢町大字館前二丁目後口田二八の四	デイサービスセンターみみな	西津軽郡鰺ヶ沢町大字館前二丁目後口田二八の四	一五年三月一日

社会福祉法人北光会	南津軽郡大鰐町大字大鰐字范頭九の二	社会福祉法人白銀会	八戸市大字白銀字南ヶ丘五の三	社会福祉法人寿栄会	八戸市大字市川町字夏秋四	バンドーアパレル株式会社	弘前市大字西の城北二丁目六の三
大鰐デイセン	大鰐町大字石字五瀨三三の五	痴呆対応型共同生活介護	グループホームひかる	石堂さくら通りロジエ	グループホーム	グループホーム	グループホーム
南津軽郡大鰐町大字石字五瀨三三の五	八戸市白銀五丁目八の二	八戸市石堂二丁目二九の七	八戸市石堂二丁目二九の七	八戸市石堂二丁目二九の七	八戸市石堂二丁目二九の七	八戸市石堂二丁目二九の七	八戸市石堂二丁目二九の七
一五年三月一日	一五年三月一日	一五年三月一日	一五年三月一日	一五年三月一日	一五年三月一日	一五年三月一日	一五年三月一日

青森県告示第百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年四月二日

青森県知事 木 村 守 男

変更後	変更前	居宅介護事業者		居宅介護事業所の種類	居宅介護事業所		変 更 年 月 日
		名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
恵社団法人慈会	青森市大字安田字野一三四	青照苑訪問介護事業所	青森市大字青森市大字青森市大字	訪問介護	グループホーム	グループホーム	平成一五年三月一日

変更後	変更前	変更後	変更前
仁光社 有限会社 仁光社 仁光社	仁光社 有限会社 仁光社 仁光社	和田市農 業協同組 合	和田市農 業協同組 合
北津軽郡 板柳町大 字福野田 五字実田 の〇四	北津軽郡 板柳町大 字福野田 五字実田 の〇四	和田市三 番西十三 町四の二 八	和田市三 番西十三 町四の二 八
福祉用具 貸与	福祉用具 貸与	訪問介護 訪問入浴 介護用具 福祉用具 貸与	訪問介護 訪問入浴 介護用具 福祉用具 貸与
仁光社 有限会社 仁光社	仁光社 有限会社 仁光社	市ホムヘ シヨムキ ズナ	市ホムヘ シヨムキ ズナ
北津軽郡 板柳町大 字福野田 五字実田 の〇四	北津軽郡 板柳町大 字福野田 五字実田 の〇四	東和町市 一五番 六	東和町市 一五番 六
北津軽郡 板柳町大 字福野田 五字実田 の〇四	北津軽郡 板柳町大 字福野田 五字実田 の〇四	西和町市 三番二 八	西和町市 三番二 八

青森県告示第二百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年四月二日

青森県知事 木村守男

区分	名称	主たる所在地	名称	所在地	年月日更
	居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		

変更後	変更前
仁光社 有限会社 仁光社	仁光社 有限会社 仁光社
北津軽郡 柳町大字 四野田一 五〇	北津軽郡 柳町大字 四野田一 五〇
仁光社 有限会社 仁光社	仁光社 有限会社 仁光社
北津軽郡 柳町大字 四野田一 五〇	北津軽郡 柳町大字 四野田一 五〇

青森県告示第二百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年四月二日

青森県知事 木村守男

名称	主たる所在地	居宅介護事業の種類	名称	所在地	休止年月日
医療法人 養仁会	青森市橋本 二丁目一 九	居宅療養 管理指導	甲田クリ ニツク	青森市大 字横内九 二六	平成 一五年 三月一

青森県告示第二百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年四月二日

青森県知事 木村守男

一 保安林の所在場所

- むつ市大字城ヶ沢字大川目一の一四、一の一八から一の一〇二まで
- 一の一〇四、一の一〇六、一の一〇七、一の一〇八から一の一三三まで、一の一
- 六、一の一七、一の一八、一の一〇九、一の一〇、一の一五

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第二百五十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十三年十二月二十八日免許した公有水面の埋立について、同法第二十二条第一項の規定により、平成十五年三月二十六日次のとおり埋立に関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで蓬田村役場に備え置いて縦覧に供される。

平成十五年四月二日

青森県知事 木 村 守 男

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

- 1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一四〇の二〇の地先公有水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成三年六月七日付け青森県指令第二六三四号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(東京湾中等潮位プラス〇・五五三メートルにより決定)により囲まれた区域

の地点 東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田二二七に設置された蓬田漁港原点から 一四二度二分一七〇・五五メートルの地点

の地点 から八三度〇〇分九〇・八九メートルの地点

の地点 から一七三度〇〇分九・八二メートルの地点

の地点 から二六三度〇〇分九〇・八九メートルの地点

3 面積

八九二・五二平方メートル

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年四月二日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請のあつた年月日

平成十五年三月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人レスパイトハウスWA

三 代表者の氏名

山口 富美子

四 主たる事務所の所在地

青森市中央四丁目三九四

五 定款に記載された目的

この法人は、心身に障害のある人たちが及びその家族に対し、地域生活を営む上で必要な支援、権利擁護、及び社会参加を促進するための総合的援助を行うとともに、すべての人が豊かに健やかに暮らせる地域社会の実現を目指し、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成十五年四月二日

青森県知事 木 村 守 男

適合証交付に係る 公共的施設の名称	所 在 地	種 類	交付年月日
ナンブクリニッケ	三戸郡南部町大字沖田面字千 刈四七の一	医療施設	平成一五・三・二五

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年四月二日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン柏シヨッピングセンター

西津軽郡柏村大字稲盛字幾世四一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンモール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役社長 川戸義晴

三 変更しようとする事項

区 分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	十一か所	十二か所	平成一五・五・一〇

四 届出年月日

平成十五年三月二十日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び柏村役場

2 期間

平成十五年四月二日から同年八月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、柏村役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年八月二日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
  - (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (三) 意見及びその理由
- 4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明

左記の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により公告する。

なお、公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成十五年四月二日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 有限会社一陽
- 二 代表者の氏名 小野照子
- 三 免許証番号 青森県知事（一）第三〇一〇号

### 出 先 機 関

土地改良事業の工事了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十五年四月二日

三戸地方農林水産事務所長 田 中 正 之

地区名	県営土地改良事業の名称	工事了年月日
-----	-------------	--------

第二遠瀨	ほ場整備事業（担い手育成型）（緊急農地集積ほ場整備事業）	平成五・二・七
南郷	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	一四・六・一〇
来満	高生産性大区画ほ場整備事業（低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業）	一五・三・五

土地改良区の役員の内退

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大田光土地改良区から、次のとおり役員の内退があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年四月二日

西地方農林水産事務所長 小 林 雅 彦

役員の内退	氏 名	住 所	内退の年月日
理事	鳴海 賢治	西津軽郡車力村大字牛潟字柏山三七	平成二五・二・六

### 公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第十七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第三十八条第一項及び少年指導委員規則（昭和六十年国家公安委員会規則第二号）第二条第一項の規定により、少年指導委員を平成十五年四月一日委嘱したので、同規則第二条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年四月二日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

氏名	住所	活動区
佐々木武美	青森市大字大野字前田六八番地二二三	青森市のうち、青森駅前周辺(安方一丁目、安方二丁目、新町二丁目、新町二丁目、古川一丁目、古川二丁目、古川三丁目、柳川一丁目及び篠田一丁目)、本町周辺(長島一丁目、長島二丁目、長島三丁目、長島四丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、橋本一丁目、橋本二丁目及び橋本三丁目)及び堤町周辺(青柳一丁目、青柳二丁目、堤町一丁目及び堤町二丁目)の区域
櫛引 鐵男	青森市金沢三丁目八番一〇号	
相馬 禮二	青森市港町二丁目三番一三三	
古川 幸一	青森市本町二丁目五番一	
鳴海喜久雄	青森市桂木三丁目二九番一〇号	
肴倉 純子	青森市新町二丁目六番一二二	
中村 隆英	青森市安方二丁目一六番三三	
米谷 明信	青森市長島四丁目一六番六	
鎌田美代子	青森市本町三丁目一番三	
竹内 祥夫	青森市青柳二丁目一二番八	
工藤美智子	青森市橋本二丁目一番八	
金橋 誠	青森市大字横内字亀井一一二番地二	
加藤 庄三	青森市栄町二丁目八番一二	
工藤 武男	八戸市城下四丁目六番一	八戸市のうち、本八戸駅前周辺(内丸一丁目、内丸二丁目、内丸三丁目、堀端町、窪町、番町、馬場町及び常海町)及び長横町周辺(堤町、廿三日町、十三日町、三日町、八日町、十八日町、
勝田ひとみ	八戸市吹上四丁目五番一	
今井 信明	八戸市城下四丁目二番五	

氏名	住所	活動区
月館 テ工	八戸市大字石手洗字一本二番地五	十六日町、寺横町、大工町、鍛冶町、六日町、朔日町、十一日町、柏崎一丁目九番、柏崎二丁目一番、鳥屋部町、鷹匠小路、長横町、岩泉町及び類家の区域
工藤 良弥	八戸市吹上六丁目二番三	
大里 道春	八戸市沼館二丁目二六番一九号	
平山 高光	八戸市吹上五丁目六番一九号	
黒澤 宗男	八戸市城下一丁目七番九	
工藤 利貞	八戸市吹上四丁目四番六	
西川 正男	八戸市吹上二丁目一番二	
豊山ます子	八戸市内丸二丁目二番三七号	
若宮 健悦	八戸市城下二丁目一番一	
稲垣 邦廣	八戸市根城二丁目一五番五	
三上 清榮	弘前市大字新鍛冶町四二番地	弘前市のうち、弘前駅前周辺(駅前町、表町、駅前一丁目、駅前二丁目、駅前三丁目、大町一丁目、大町二丁目、大町三丁目、南大町一丁目、南大町二丁目、楮町及び代官町)、鍛冶町周辺(親方町、鍛冶町、新鍛冶町、南川端町、北川端町、桶屋町、銅屋町及び本町)、土手町周辺(土手町一五番地から一七九番地まで及び一番町)、百石町周辺(百石町、百石町小路、元寺町小路及び東長町)及び城東周辺(城東北三丁目、城東北四丁目、高崎一丁目、
戸澤 恪	弘前市大字百石町小路一四番地	
白川 貴久	弘前市大字野田二丁目六番地三	
對馬 和子	弘前市大字松森町三番地	
野呂 秋江	弘前市大字城東北二丁目一番地六	
立石 眞樹	弘前市大字新寺町六二番地一六	
長谷川才子	弘前市大字御幸町一七番地八	



加藤 治郎	東谷 清哉	工藤 進	木村 修三	佐藤 幸一	奈良富喜子	福土千恵穂
黒石市大字乙徳兵衛町一番地	弘前市大字新寺町一九八番地	弘前市大字富田町二二三番地	弘前市大字鍛冶町一番地	弘前市大字新町二八番地	弘前市大字富田三丁目九番地八	弘前市大字城南二丁目四番地一五
黒石市のうち、徳兵衛町周辺（甲徳兵衛町、乙徳兵衛町、油横町、寺小路、横町三番地及び二四番地）の区域						末広一丁目、末広二丁目、高田二丁目及び高田五丁目）の区域

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭